

日本車輛製造株式会社 コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、当社が企業理念の実践を通じて健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、良質なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および取組みを示すものとして制定する。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第2条 当社は、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主の皆様・お客様・地域社会・取引先・従業員等のステークホルダーとの協働に努め、企業理念の実践を通じて社会貢献を行うことが経営の基本であると考えており、取締役会が適切な監督機能を担うとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる高い実効性と公正性・透明性を有する経営システムを構築することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

第2章 株主等ステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの関係)

第3条 当社は、株主の皆様・お客様・地域社会・取引先・従業員等の様々なステークホルダーとの良好・良質な関係・協働を維持することに努める。

(株主との関係)

- 第4条 当社は支配株主を有する子会社として、良質なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、少数株主の権利・利益が侵害されないことを確保するための体制を整備する。
- 2 当社は、株主の議決権行使の利便性を高めるべく、議決権電子行使プラットフォームの利用を可能とする。
 - 3 当社は、株主との建設的な対話を実現するため、総務部を担当する取締役を IR 対応の総括者と定め、株主等に対して十分な情報提供の場を設けるよう努める。
 - 4 情報提供にあたっては、総務部の IR 担当を中心に、株主等に対し明確で分かりやすい方法で、適切な情報提供を行う。
 - 5 株主からの意見等は、適宜取締役会に報告する。
 - 6 定時株主総会の議案毎の議決権行使状況を取締役会へ報告する。取締役会は、株主総会で会社提案議案へ相当数の反対票が投じられた場合は、その原因を分析したうえ必要な対応を行う。
 - 7 株主との対話等にあたっては、規程等に従い、インサイダー情報およびフェア・ディスクロージャー・ルールの対象情報の適切な管理に努める。

(資本政策・利益還元の基本方針)

第5条 当社は、収益力と資本効率の向上を目指す経営により、中長期的に企業価値を高めること、および株主資本の充実を実現することを資本政策の基本方針とする。また、利益還元については、将来にわたり長期的に安定配当を維持していくことを基本方針とする。さらに、機動的な資本政策を遂行することを目的として必要により取締役会の決議により自己株式を取得することがある。

(株式の政策保有に関する方針)

- 第6条 当社は、取引関係により企業価値の向上に資する等、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しない。
- 2 個別の政策保有株式については、保有目的、保有に伴うリスクおよび資本コスト等、保有の合理性を毎年取締役会で検証し、保有の適否を判断する。検証の結果、保有合理性が認められない株式は、原則として売却等の対応を実施する。
 - 3 当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げることもなく、また、取引の縮減を示唆する行為なども行わない。

(政策保有株式の議決権行使基準)

- 第7条 政策保有株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するために、以下の基準に沿った対応を行う。
- (1) 議案の内容を精査し、株主としての当社の企業価値の向上に資するかどうかを判断する。
 - (2) 反社会的行為や法令違反が見られた取締役等には反対票を投じる。
 - (3) 株主としての当社の企業価値を毀損する提案に対しては、会社提案・株主提案のいずれに対しても反対する。

(関連当事者間の取引を適切にするための手続の枠組み)

- 第8条 当社は、株主利益を守るため、当社グループおよび株主の利益に反する取引の防止に努める。
- 2 当社と役員間の利益相反取引等に関しては、取締役会の承認を得なければならない。また、当社は毎年定期的に、全役員に対し、競業取引、利益相反取引等の有無の確認を求める。
 - 3 当社は、支配株主である親会社および兄弟会社との利益相反取引については、少数株主の利益を阻害する取引でないことを確保するため、以下の対応を行うこととする。
 - (1) 取引条件等は、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定する。
 - (2) 特に、重要な取引・行為については、その内容の公正性・合理性を確保するため、取締役会での決議に先立ち、過半数の独立社外取締役を含む、親会社からの独立性を有する者のみで構成する「親会社等との重要な取引等に関する特別委員会」で審議を行うものとする。取締役会は、当該委員会での審議内容を尊重して決議するものとする。

(サステナビリティを巡る課題への対応)

第9条 当社は、サステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組むことが中長期的な企業価値の向上に繋がるものと考え、取締役会において「日本車両サステナビリティ基本方針」を策定するとともに、重要なサステナビリティ課題に対する取組みの推進主体として、取締役会の下に「サステナビリティ推進委員会」を設置し、長期的な視点で課題を特定した上で、その解決に向けた取組みを推進する。

(多様性の確保)

第10条 当社は、性別、年齢、国籍、職歴や障がいの有無等を区別することなく多様な人材を雇用し、その能力を最大限に引き出して活躍の場を提供することは、当社の持続的な成長と企業理念を実現する上で、極めて重要なテーマであると考え、そのための施策として、女性の活躍推進や多様性確保に向けた人材育成方針と社内環境の整備等に取り組む。

(情報開示)

第11条 当社は、法令および東京証券取引所の定める適時開示ルールに基づき開示が必要な情報のほか、経営戦略や事業活動等当社を理解していただくために有効と思われる情報について、ステークホルダーおよび投資家等に対し、公平かつ迅速、適時・適切な開示に努める。

第3章 コーポレート・ガバナンス体制

(機関設計)

第12条 当社は、定款の定めに従い、監査役（会）が、取締役会の経営監督機能と業務執行の適法性・適切性並びに内部統制システムの有効性を監査することのできる「監査役会設置会社」を機関設計として採用する。

(取締役会の体制)

- 第13条 取締役会は、定款の定めに従い、取締役の人数を10名以内とする。なお、取締役会の構成のうち、1/3以上を独立社外取締役とする。
- 2 取締役会は、業務執行を行う「業務執行取締役」と、主として業務執行の監督を行う「非業務執行取締役」でバランス良く構成する。なお、非業務執行取締役は、原則として独立社外取締役が務める。
 - 3 取締役会は、取締役会の責務を実効的に果たすために、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を確保することに努める。
 - 4 取締役会は、業務執行機能の強化を目的に執行役員を選任する。

(取締役会の責務)

第14条 取締役会は、原則月に1回開催し、企業理念の実現および中長期的な企業価値の向上に責任を負い、その監督機能を発揮するとともに、適切な意思決定

- を行う。
- 2 取締役会は、企業理念や中期経営計画を含む経営方針など、法令、定款および「取締役会規程」で定められた重要事項の決定を行う。
 - 3 取締役会は、意思決定の迅速化を図るために、前項に定める重要事項以外の決定を、業務執行取締役および執行役員等に委任し、業務執行状況を監督する。
 - 4 取締役会は、取締役および監査役の指名並びに取締役の報酬に関する決定における内容の適切性および決定プロセスの客観性・合理性を確保する観点から、取締役会の下に、任意の指名・報酬委員会を設置する（第17条）。取締役会における取締役等の指名・報酬に関する決定は、当該委員会での審議内容を尊重して行う。
 - 5 取締役会は、親会社および兄弟会社との利益相反取引が、少数株主の利益を阻害しない公正な取引であることを確認する観点から、取締役会の下に、「親会社等との重要な取引等に関する特別委員会」を設置する（第8条第3項）。取締役会における親会社および兄弟会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為に関する決定は、当該委員会での審議内容を尊重して行う。

（取締役会の実効性に関する評価）

第15条 当社の取締役会は毎年、各取締役による自己評価を基に、取締役会全体の実効性に関する評価を行い、必要に応じて取締役会の運営等の見直しを行う。

（監査役・監査役会）

- 第16条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行を監査することにより、良質なコーポレート・ガバナンス体制を確立する責務を負う。
- 2 監査役会は、全監査役で組織し、常勤監査役と非常勤監査役で構成する。
 - 3 監査役会は、高い独立性をもって客観的に取締役の職務状況の適法性、適正性および内部統制システムの相当性を監査する。
 - 4 監査役会は、外部会計監査人の選定、評価、独立性・専門性の確認、監査報酬にかかる権限行使を適切に行う。

（指名・報酬委員会）

- 第17条 当社は、取締役および監査役の指名並びに取締役の報酬に関する決定における内容の適切性および決定プロセスの客観性・合理性を確保するため、独立社外取締役と代表取締役社長を構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会での決議に先立ち、審議を行うものとする。取締役会は、当該委員会での審議内容を尊重して決議するものとする。
- 2 指名・報酬委員会の委員は取締役会が選任し、その過半数は独立社外取締役とする。

（経営陣幹部・取締役・監査役・執行役員候補者の指名方針と手続）

第18条 当社は、取締役・監査役候補者の指名および経営陣幹部の選任について、性

- 別、年齢等に関係なく、これまでの実績や見識等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会で決定するものとする。
- 2 執行役員については、性別、年齢等に関係なく、これまでの実績や見識等を総合的に勘案し、社内取締役で構成する執行役員等指名委員会で候補者を審議したうえで、取締役会で決定するものとする。

(社外役員の独立性に関する基準)

第19条 当社は、東京証券取引所が定める基準を踏まえ、社外役員となる者の独立性をその実質面において担保するべく「独立性判断基準」を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

1. 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、その他の使用人（以下「業務執行者」という）である者、または最近10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の親会社およびその子会社（当社を除き、以下「兄弟会社」という）の取締役、監査役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者(以下「役職員」という)、または最近10年間に於いて当社の親会社および兄弟会社の役職員であった者
3. 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を有する株主もしくは当該株主が法人（当社の親会社を除く）である場合にはその役職員である者、または最近5年間に於いて当該株主もしくはその役職員であった者
4. 次のいずれかに該当する法人等の業務執行者
 - (1) 当社グループの製品等の販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超える取引先
 - (2) 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関
5. 当社グループの会社法に基づく監査または金融商品取引法に基づく監査を行う監査法人に所属する公認会計士
6. 当社グループから最近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家（法人、組合等の団体に所属する者については、当該団体およびその構成員全体への支払額により計算する）
7. 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者
8. 就任前3年間に於いて、上記4から7までのいずれかに該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する者のうち、取締役、監査役、執行役、執行役員、支配人その他重要な使用人の配偶者または二親等内の親族
10. 当社グループから社外役員を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、執行役または執行役員
11. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

(取締役の報酬に関する決定方針と手続・報酬制度)

第20条 取締役の報酬は、これを当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能せしめ、また、個人別の報酬額の決定手続を客観性・透明性あるものとするため、役職および各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

- 2 取締役の報酬は、毎月定額を支給する基本報酬とする。基本報酬は、役職に応じた報酬体系とし、担当業務の成果等を総合的に勘案して算出する。
- 3 取締役の個別の報酬額の決定については、指名・報酬委員会で審議したうえで行うものとし、取締役会は当該委員会での審議内容を尊重してこれを決定するものとする。なお、取締役会にて決議された「取締役の個人別の報酬等の決定方針」に基づき、取締役会は取締役の個人別の報酬額の決定を代表取締役社長に委任することができる。

(取締役・監査役のトレーニング方針)

第21条 当社は、取締役・監査役が期待される役割を適切に果たすため、それぞれの役割・責務、当社および当社グループの事業内容、経営環境、その他法令やリスク管理等に関する理解を深めるための機会の提供、斡旋等を行う。

(内部統制)

第22条 当社は、取締役会において当社の業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの基本方針」を策定し、適切に運用する。

(内部通報)

第23条 当社は従業員等からの組織または個人による不正・違法（独占禁止法違反行為を含む）・反倫理的行為等（以下、「違法行為等」という）に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違法行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的に、内部通報の社内受付窓口と社外受付窓口を設置する。

- 2 当社は、内部通報の通報者の匿名性を担保し、当該通報を行ったことによる不利益取扱いを禁止する。

第4章 雑則

(改廃)

第24条 本ガイドラインは、取締役会の決議により改廃することができる。

履歴

(制定) 平成28年 7月 1日
(改訂) 平成30年 6月28日
平成30年12月20日
令和 2年 6月29日
令和 3年12月23日
令和 4年 3月24日